

佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

平成 30 年 6 月 25 日

告示第 118 号

改正 令和 2 年 9 月 17 日告示第 169 号

(目的)

第 1 条 この告示は、佐伯市内における再生可能エネルギー発電設備の設置事業を適切に指導し、又は助言することにより、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、良好な自然、景観及び生活環境との調和の確保並びに設置場所及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 再生可能エネルギー発電設備の設置に要する土地に係る権利の取得、樹木の伐採、造成、工事等の再生可能エネルギー発電設備の設置に係る全ての事業をいう。
- (3) 事業者 設置事業を行う者をいう。
- (4) 設置場所 再生可能エネルギー発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所をいう。
- (5) 地域住民等 設置場所が所在する行政区内に居住する者及び設置場所に隣接する土地を所有する者をいう。

(対象となる設置事業)

第 3 条 この告示の対象となる設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設置場所の土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの（既に施工済みのもの又は施工中のものと一体的に行う場合で、その合計面積が 500 平方メートルを超えるものを含む。）
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の高さが 10 メートルを超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該設置事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項の対象事業又は大分県環境影響評価条例（平成 11 年大分県条例第 11 号）第 2 条第 4 号の対象事業に係るものである場合にあっては、この告示の対象としない。

(事業者の努力義務)

第 4 条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置場所、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地域住民等と良好な関係を保つように努めなければならない。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるように努めなければならない。

(地域住民等への周知等)

第5条 事業者は、次条第1項の規定による協議の前までに、設置事業の内容について地域住民等に対する説明会を開催する等の周知に係る必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の措置を講じたときは、再生可能エネルギー発電設備設置事業説明会等報告書(様式第1号)を市長に提出するよう努めなければならない。

(設置事業の協議)

第6条 事業者は、設置事業を実施する30日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置事業(新設・変更)協議書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議するよう努めなければならない。ただし、樹木の伐採、切土、盛土、舗装その他の土地の形質の変更を伴わない場合は、第5号から第8号までに掲げる書類を省略することができる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書(様式第3号)

(2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合に限る。)

(3) 位置図

(4) 土地利用計画図

(5) 土地造成計画平面図

(6) 土地造成計画縦断図

(7) 土地造成計画横断図

(8) 流量計算書

(9) 排水施設構造図

(10) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図)

(11) 字図

(12) 再生可能エネルギー発電設備設置事業説明会等報告書(様式第1号)

(13) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による協議が完了した後に設置事業の内容を変更しようとするときは、その行為を実施する30日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置事業(新設・変更)協議書に前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出し、協議するよう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 設置場所の土地の面積が縮小する場合

(2) その他市長が認める場合

(指導又は助言)

第7条 市長は、この告示の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、設置事業の内容について必要な指導又は助言を行うものとする。

2 事業者は、前項の指導又は助言を受けたときは、処理状況報告書（様式第4号）を市長に提出するように努めなければならない。

（完了届）

第8条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置事業完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するように努めなければならない。

（1） 設置事業の写真（施工前、施工中及び施工後）

（2） その他市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年9月17日一部改正）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱の規定は、この告示の施行の日から起算して2月を経過した日以後に実施する設置事業について適用し、同日前に実施する設置事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条、第 6 条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置事業説明会等報告書

年 月 日

佐伯市長 様

住所（所在地）

事業者 氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

電話番号

佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

設置事業名	
説明会等開催（実施）日	年 月 日 時 分～ 時 分
説明会等開催（実施）回数	回目
説明会等開催（実施）場所	
説明者氏名	
参加者数	人
説明会等の内容	
地域住民等の意見及び要望	
地域住民等の意見及び要望 に対する回答	

様式第 2 号（第 6 条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置事業（新設・変更）協議書

年 月 日

佐伯市長 様

住所（所在地）

事業者 氏名（名称及び代表者氏名） ④

電話番号

佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置事業名	
発電設備の種別	太陽光 ・ 風力 ・ その他（ ）
設置場所	佐伯市

- 添付書類
- 1 再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第 3 号）
 - 2 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合に限る。）
 - 3 位置図
 - 4 土地利用計画図
 - 5 造成計画平面図
 - 6 土地造成計画縦断図
 - 7 土地造成計画横断図
 - 8 流量計算書
 - 9 排水施設構造図
 - 10 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
 - 11 字図
 - 12 再生可能エネルギー発電設備設置事業説明会等報告書（様式第 1 号）
 - 13 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書

設置事業名	
事業者の住所（所在地）	電話番号
設計者の氏名	電話番号
発電設備の種別	太陽光 ・ 風力 ・ その他（ ）
想定発電出力	kW
想定年間発電量	kWh/年
設置場所	佐伯市
設置場所の土地の面積	m ²
汚水排水処理施設の内容	
汚水排水放流先名	
雨水排水処理施設の内容	
雨水排水放流先名	
接続道路名及び幅員	
給水施設の内容	
都市計画区域	外 ・ 内 地域
関係法令	森林法 ・ 農地法 ・ 自然公園法 ・ 都市計画法 ・ その他（ ）
その他	

様式第 4 号 (第 7 条関係)

処理状況報告書

年 月 日

佐伯市長 様

住所 (所在地)

事業者 氏名 (名称及び代表者氏名) ⑩

電話番号

佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

設置事業名	
発電設備の種別	太陽光 ・ 風力 ・ その他 ()
設置場所	佐伯市
指導又は助言の内容	
処理状況の内容	

様式第 5 号（第 8 条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置事業完了届

年 月 日

佐伯市長 様

住所（所在地）

事業者 氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

電話番号

佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置事業名	
発電設備の種別	太陽光 ・ 風力 ・ その他（ ）
設置場所	佐伯市
設置事業の完了年月日	年 月 日

- 添付書類 1 設置事業の写真（施工前、施工中及び施工後）
2 その他市長が必要と認める書類